

別表  
防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 交付率			5 対象経費	
			国	県	事業者		
<b>ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の有料老人ホーム</li> <li>宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所</li> </ul>	スプリンクラー設備を設置する事業(延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。)	9,710円	整備対象面積(㎡)	10/10	-	-	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消化ポンプユニット等を併せて設置する場合の加算</li> </ul>	2,440千円	施設数	10/10	-	-	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知機を設置する事業(延べ床面積300㎡未満の施設に限る。)</li> </ul>	1,080千円	施設数	10/10	-	-	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業(延べ床面積500㎡未満の施設に限る。)</li> </ul>	325千円	施設数	10/10	-	-	
<b>イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> </ul>	61,600千円	施設数	1/2	1/4	1/4	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事施工のため直接必要な事務(工事施工の費用として、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監修料等をい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<b>ウ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> </ul>	29,260千円	施設数	1/3	1/3	1/3		
<b>エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> </ul>	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4		
<b>オ 高齢者施設等の水害対策強化事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> </ul>	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4		
<b>カ 高齢者施設等の給水設備整備事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> </ul>	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4		
<b>キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の有料老人ホーム</li> <li>定員30人以上の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。)</li> <li>通所介護事業所</li> <li>老人福祉センター(特A型・A型・B型)</li> <li>老人福祉施設付設作業所</li> <li>老人介護支援センター(在宅介護支援センター)</li> <li>在宅複合型施設</li> </ul>	知事が認めた額	施設数	1/2	1/4	1/4		
<b>ク 高齢者施設等の換気設備整備事業</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設</li> <li>定員30人以上の介護老人保健施設</li> <li>定員30人以上の介護医療院</li> <li>定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)</li> <li>定員30人以上の養護老人ホーム</li> <li>定員30人以上の有料老人ホーム</li> <li>定員30人以上の老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。)</li> </ul>	4,000円	整備対象面積(㎡)	10/10	-	-		

注1) 第3欄の整備対象面積について

- アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。
- キの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

注2) 下限額について

- 下表左欄の事業について、第5欄の対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

ウ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 (※燃料タンクを整備する場合)	5,000千円 0千円
オ 高齢者施設等の給水設備整備事業	5,000千円

注3) 県が事業者に補助する額は、本交付金の交付率を乗じる直前の額に第4欄の国欄に定める割合を乗じて得た額と県欄に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。